

宮城県立病院機構プロパンガス購入（単価契約）仕様書

- 1 物 品 名 プロパンガス
- 2 規格・品質 い号（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における規格）
- 3 納 入 場 所 （１）宮城県立精神医療センター（名取市手倉田字山無番地）
（２）宮城県立がんセンター（名取市愛島塩手字野田山４７－１）
- 4 契 約 期 間 令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで
- 5 入札に当たっての留意事項
入札書に記載する金額は、１ｍ³当たりの税抜金額を記載すること。
- 6 供給設備及び消費設備の管理方法
 - （１）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び高圧ガス保安法等関係法令（以下「関係法令」という。）に基づき安全で安定したプロパンガスの供給とプロパンガスによる災害の発生を未然に防ぐ体制を確保できること。
 - （２）プロパンガスによる災害の発生に対応するため、24時間の緊急出動体制を確保できること。
 - （３）各病院のプロパンガスの供給設備は、関係法令に基づく「特定供給設備」となっている。この設備の十分な管理ができること。また、関係法令に基づく必要な手続きができること。
 - （４）関係法令に基づく安全対策の他に次に掲げる事項が実施できること。これに要する費用は LP ガス供給事業者（受注者）の負担とする。
 - イ 供給開始時及び毎月１回以上貯蔵施設からガスメーターまで目視、その他必要な点検を行い、結果を「３ 納入場所」に示した各病院（以下「各病院」という。）に報告すること。
 - ロ 供給開始時及び１年に１回以上、バルブ、集合装置、気化装置、供給管及び各病院が必要と認める箇所の気密漏洩試験を実施し、結果を各病院に報告すること。
 - ハ 供給開始時及び１年に１回以上、各病院内の供給先のゴム配管の点検及びガス器具の目視、その他必要な点検を行い、安全教育を行うとともに結果を各病院に報告すること。
 - ニ 各病院から要請があったときは、各病院が実施する防災訓練に参加し、プロパンガスについて安全教育を行うこと。
 - （５）各病院にプロパンガス供給業務責任者を正副２名報告すること。プロパンガス供給業務責任者に変更があった場合も同様とする。
 - （６）入札等の結果、LP ガス供給事業者が変わることとなったときは、変更前の LP ガス供給事業者が所有する LP ガス供給設備の取扱い（撤去・新設・譲渡等）について、新旧 LP ガス供給業者間で協議の上決定し、各病院の継続的なガス使用に支障が生じることのないよう遅滞なく供給設備体制を整えること。
- 7 購入予定数量及び供給場所

	精神医療センター	がんセンター	
購入予定数量	2,700 m ³	15,200 m ³	
供 給 場 所	①プロパンガスボンベ庫 (厨房・本館・病棟分) 50kg ボンベ 18 本 ※本館・病棟分のメーターは地下1階機械	①プロパンガスボンベ庫 50kg ボンベ 58 本	
		系統	ガス使用場所
		B1F 系統	本館：B1F 厨房

	室内に設置 ②リハビリテーションセンター 50kg ボンベ 4 本 ③霊安室 18.3kg ボンベ 1 本	7F 系統	研究棟：ホワイエ 本館：B1F 無菌室 :1F 調剤試験室 :2F 合同検査室 :7F 厨房
		一般系統	本 館：3F～6F ナースステーション処置室 研究所：B1F 各実験室 動物舎：1F 各実験室
		集学治療棟系統	B2F～1F 給湯室 屋上暖房用給湯器
		②院内保育所棟 50kg ボンベ 4 本	

- (1) 常に安全かつ安定した供給体制を確保すること。
- (2) 購入予定数量は直近の実績の平均値を用いて算出している。購入予定数量であり、購入を保証するものではない。
- (3) 検針及び納入にあたっては、各病院又は各病院から指示を受けた者の立会の下、納入を行うこと。

8 LP ガス供給設備の設置費用の区分

	精神医療センター	がんセンター
LP ガス供給設備等の設置費用	①プロパンガスボンベ庫及びリハビリテーションセンターのメーター設置並びに検査等は LP ガス供給事業者が行い、それに要する費用についても LP ガス供給事業者が負担する。 ②6(6)に掲げる供給設備の費用負担については、新旧 LP ガス供給事業者間で協議の上、決定すること。	①B1F 系統、7F 系統、一般系統、集学治療棟系統のプロパンガスメーターの設置（ガスメーター室設置）4 台（B1F 厨房系統用 1 台、7F 厨房系統用 1 台、一般系統用 1 台、集学治療棟系統用 1 台）、充填容器、ボンベ庫内の高圧集合装置の設置（一次調整器（自動切替器）、二次調整器、高圧集合管、高圧ホース一式）、院内保育所棟の調整器 2 台及び高圧ホースの設置並びに検査等は LP ガス供給事業者が行い、それに要する費用についても LP ガス供給事業者が負担する。 ②6(6)に掲げる供給設備の費用負担については、新旧 LP ガス供給事業者間で協議の上、決定すること。

9 物価等の変動に基づく契約単価等の変更

発注者又は受注者は、契約期間内において、物価等の著しい変動その他経済事情により、契約単価が著しく不相当であると認められるに至ったときは、発注者受注者協議の上、契約単価を変更することができる。

10 その他

- (1) 病院敷地内を車両通行する場合は、徐行運転し、事故等のないよう十分注意すること。また、精神医療センターについては、駐車場を確保する観点から、納品日を前日の午前中までに防災センターあて連絡すること。
- (2) 県の基幹医療機関であることを踏まえ、災害発生時に優先的に納入すること。
- (3) 請求書は病院ごとに毎月末日に集計し、翌月10日までに各病院に請求するものとする。ただし、がんセンターについては、系統ごと（B1F 系統、7F 系統、一般系統、集学治療棟系統）の内訳を記載し、院内保育所棟分については請求書を別に分けて提出すること。